

## <研究ノート>

# タイにおける少年司法制度

三宅孝之

はじめに

I 裁判制度

II 少年司法制度

1 刑事司法および少年司法、他

2 少年犯罪者処遇規範（ガイドライン）

3 少年刑事司法手続

III 統計から見た少年事件概況

おわりに

はじめに

本稿は、タイ王国（以下、タイ）における少年司法を概観しようとするものである。その際、法制の概要のみならず、今日の国際的な少年司法準則に照らしながら、タイ少年司法制度、少年処遇のもつ特徴について、言及し、少年司法の抱える課題について分析し指摘しようとするものである。

これまでに、タイの少年司法については、研究対象を少年司法に限定せず、司法制度、刑事司法制度等の全般を扱う中で言及された研究業績もある<sup>(1)</sup>。

ここで、まずタイの概要について、本稿との関係で、わが国と比較する意味で少し触れておく。タイは、東南アジアに位置する国王が国家元首の立憲君主国家であり、人口が6718万余人で（2014年）、人口密度131人/km<sup>2</sup>であ

り、日本（人口1億2711万余人、人口密度341人／km<sup>2</sup>、2015年）の2分の1前後の国である<sup>(2)</sup>。

そこで以下では、憲法および司法制度全体の中での刑事司法および少年司法制度について見てみる。

## I 裁判制度

### <歴史的概観>

近代的な法制度は、諸外国との開放的な通商政策に並行して採用された。ラーマ5世（King Rama V）は1882年、司法裁判所（Court of Justice）を最初に建設するとともに、1892年司法省（Ministry of Justice）の設置とともに、司法裁判所の集中化をはかった。1908年最初の刑法典（R.S.127, King Rama V）が公布された<sup>(3)</sup>。

同刑法典は、犯罪を犯した児童（Children）を扱う規定を置いていた。裁判所は、裁定で刑罰を科し刑務所に収容するために、悪行を頻回する少年（7歳以上で未成年者）であること、および犯情についてのみ考慮するものであった<sup>(4)</sup>。

1932年の革命により、それまでの絶対君主制は、立憲君主制になり、憲法によって裁判所に司法権限が賦与された。裁判官は国王の名においてではあるが、法に従って事件の判断を行なうことに独立性を保障するものになった。

以下の叙述は、内務省少年観察保護局の公式文書を基にしている<sup>(5)</sup>。

1935年、初等教育法（Elementary Education Act B.E.2478=A.D.1935）が制定された。同法は、裁判所が義務教育年齢（15歳未満）にある少年が合理的な事由なく初等学校に通学しない場合、職業訓練学校（vocational training school）での訓練を受けることを命じることができるとした。後に、1936年矯正法（Correction Act B.E.2479=A.D.1936）および同1936年の特定児童規律訓練法（Discipline and Training of Certain Children B.E. 2479=A.D.1936）が施行され、これらは、矯正院における主として非刑罰的処分、すなわち訓練プログラムの実施に焦点を当てた少年犯罪者の処遇方法

に関する要綱（ガイダンス）が提供される根拠条文になった。

その後、内務省矯正局は、18歳未満の少年犯罪者のための「職業訓練学校」を設置するとともに、25歳以下での初犯行為であった若年犯罪者を成人犯罪者から分離処遇した。

こうして、矯正院は、職業訓練学校に名称変更し、スリチュン島から、コヤイ小区（Kohyai Sub-district）に移設された。

犯行時25歳を超えていない若年犯罪者は、若年刑務所（Young Prison）に送致される。1958年の特定児童規律訓練法（Discipline and Training of Certain Children. Version II B.E. 2501=A.D.1958）の成立に伴って、内務省矯正局は後に職業訓練学校を、公共福祉局（Department of Public Welfare）の監督下に移管したことから、同公共福祉局は、全ての少年犯罪者を所管のラヨン県のバンボン（Ban-pon）少年施設に移送した。なお、若年刑務所は依然として、矯正局の監督下にある。

ところで、1938年の児童学生管理法（Child and Student Control Act B.E.2481=A.D.1938）によって、非行に陥った学生および貧困状態にある児童を扱うために、また部分的か全面的にせよ悪意ある行為を成した児童の両親または保護監督者（ガーディアン）<sup>(6)</sup>の監護権を剥奪する権限をもっており、またさらに、児童の新しい保護監督者である教育省の事務官を任命できる教育省（Ministry of Education）および内国省（Ministry of Interior）を創設した。

学生の監督者はバンコク区域内の学生の行動につき補導モニターを行なう義務を負っている。公共福祉局は乳児ホーム（Babies' Home）、国立公共福祉学校、公共福祉学校、ピボンソングラム（Piboonsongkram）単科大、トンマハーマク（Toonmahamerk）少年施設、バンラナムーン（Banglamooong）少年施設といった児童シェルター（関係）施設を設置した。

タイ政府は、少年被告人のもつ重要性とともに、関連する立法が問題と弱さをもっていることを承知しているとする。現行法は、児童家庭裁判所が少年被告人につき審判決定（命命）後に扱う方法についてのガイダンスしか提

供するものでしかない。このように、審理（裁判）中および尋問手続中に訴えられた少年に提供される実務規範に関する法は全くない。結果的に、少年被告人は成人被告人と同じ扱いを受けるのであり、より若い可塑性のある少年（児童）の年齢と存在を考慮すると、このことは不適切であり、また少年の行動に否定的影響を及ぼすことになるであろう。

1951年少年裁判所設置法（Act on Establishment of Juvenile Court B.E. 2494=A.D. 1951）および少年手続法（Juvenile Procedure Act B.E.2494=A.D. 1951）が施行された。これに沿って、司法省は、中央少年裁判所および中央児童観察保護センターを設置し、同裁判所およびセンターは、1952年1月28日から業務を開始した。

こうして、少年事件を主管する少年家庭裁判所と内務省所管の児童観察保護センターの設置によって、少年事件は、成人の刑事司法制度手続から分離された。法は、個別少年犯罪者にあった適切な解決および処遇の判断をする裁判所に報告するために、事件の捜査、諸事情すなわち性格、精神面、環境、犯罪動機を（調査）認定することにつき明記した。

政府は、児童問題の解決に家族制度のもつ重要性も認めている。1991年児童家庭裁判所設置法は家族の権利および児童の権利を守るために翌1992年1月22日に施行された。すなわち、同法は、家族が地域社会の重要な基礎であるとする国際的な考え方に沿って、事件を裁定（審判）する際に付与される諸条文を追加した。家族の抱える問題が各構成員の生活および精神面に影響を及ぼすとして、安定した家族を維持することが構成員の安定した生活を支えるものであることとし、家族と少年の一体的な関係、意義、機能につき着目した法改正をした。かくして、同1991年法によって、少年（Juvenile）裁判所および児童（Child）観察保護センターは、「少年家庭（Juvenile and Family）裁判所」および「少年（Juvenile）観察保護センター」に改称されることになった。

タイにおいては、以下で述べる1997年憲法は、2006年9月の軍部クーデターによって停止状態となり、翌年2007年憲法が施行された。そして2014年

5月22日の軍部クーデターによりプラユット暫定首相による軍政に移行しており、その2007年憲法も停止状態にあった。この軍事政権下で、新憲法草案が作成され、2016年8月7日に、同草案の賛否を問う国民投票が行われた。タイ政府の選挙管理委員会は、8月10日、投票率59.40%で賛成が61.35%（1682万票）で信任されたとされる<sup>(7)</sup>。

以下では、タイ憲政史上もっとも民主的とされる1997年憲法にも若干触れながら、今日の少年司法制度を見る。

1997年憲法は司法制度のみならず政治制度の組織編制に実質的な影響を与え、憲法の最高法規性、三権の構造・機能・義務を確立した。現行の2007年憲法の下で、憲法裁判所、通常裁判所、行政裁判所、軍事裁判所の4種類の事物管轄の異なる裁判所が配置されることになった。仮事務所がプラ・ナコン・タイ（Phra Nakhon Tai）地区裁判所として最初に一か所設置された。

タイは、憲法上、立憲君主制の国家であり、国王が元首で（憲2条）<sup>(8)</sup>、主権はタイ人民にあるとされる（憲3条）。2000年8月20日以降、行政から完全に独立した機関の司法院（Office of the Judiciary）が、裁判のみならず司法内行政を担うことになっている<sup>(9)</sup>。

今日、司法院が、司法の組織内行政および裁判・裁定の両業務を担い果たすに至っているが、これによって、初めて司法権の政治的介入からの独立性が保障されることになった。現行憲法197条は、事件の裁判権が裁判所にあることを示しており。裁判が憲法・法律に基づき、国王の名において正義を実現することにあるとする。司法院として包括される司法は、最高裁判所、控訴審裁判所、第一審裁判所という三審制を採っている（憲219条）。

2014年5月にプラユット・チャンオチャ將軍の率いる国軍は軍事クーデターによって、憲法と議会を廃止し軍事独裁政権が継続している。本来の議会は上下両院の二院制の議会制民主主義をとっており、民選の下院（人民代表院、500議席）と半民選の上院（元老院、150議席中、1県1人の77人の民選議員と元老院選考委員会による任命制の残り議員）からなるものである（憲法111、114条）。

第一審の裁判所は、一般（通常）の裁判所以外に特別裁判所<sup>(10)</sup>の2種類がある。一般裁判所は首都バンコク（タイ呼称、クルンテープ。原語冒頭個所）に5種類15か所、地方に4種類の地方・支部20か所余ある。

<司法省 少年観察保護局>

本稿の少年司法に関する裁判所である少年家庭裁判所（Juvenile and Family Courts）・民事<sup>(11)</sup>および刑事の少年（Juvenile）事件、さらに離婚および子どもに関係するあらゆる訴訟である家事事件を管轄する。この少年家庭裁判所は、統合法である1991年法である少年家庭裁判所設置手続法を根拠にしている<sup>(12)</sup>。

刑事の少年事件は、年齢区分と処遇の差異によって、児童（Children）事件（7歳から14歳）と少年（Youths）事件とに2区分される。

## II 少年司法制度

### 1 刑事司法および少年司法他

少年司法を見るために、成人の刑事裁判の概況に触れておく。

（1）刑事裁判所 第1審の一般成人の刑事裁判所は、バンコク首都第1審刑事裁判所に1か所、全国9地区に第1審刑事裁判所が40か所ある<sup>(13)</sup>。

#### （2）児童、少年、若年犯罪者

少年（Juvenile）、児童（Children）についての用語法であるが、政府（司法省）の統計で扱う少年は、7歳以上18歳以下を指している。年齢層を2区分して年少少年（7～14歳）および年長少年（15～18歳）で数値が出されていることがある。

少年司法制度が、成人の刑事司法と別異に扱われる背景にある考え方は、タイにおいて若年犯罪者（young offenders）は自己の行為に対して刑事上の責任を負えないと考えられていること、および彼（彼女）らは成人と同一に扱われるべきでないことを前提としているとする。後述するように、タイ法にあって、10歳以下の児童は処罰してはならないとし、刑法は14歳未満の者には刑罰を科さないとしてきたとされる<sup>(14)</sup>。

## 2 少年犯罪者処遇規範（ガイドライン）

少年犯罪者に関する処遇規範は、1991年の少年家庭裁判所・同手続規範法（Juvenile and Family Court and its Procedural Code Act）の32条から57条に沿ったものである。そこには、①成人事件からの少年事件の室の分離、非公開性、②少年の関与事件への柔軟対応、③調査につき少年の社会的背景、行為態様を考慮。調査結果につき、少年家庭裁判所への提出、④調査、審判待機の少年は成人から分離した区画施設、⑤少年犯罪者の身体面精神面双方の診断、⑥同裁判所の必要に応じた終局決定の変更、等が記載されている<sup>(15)</sup>。

## 3 少年刑事司法手続

### （1）捜査の端緒、逮捕

少年刑事事件の公的機関による認知には、捜査機関自身によるか、被害者・第三者からの公的通報による場合がある。この場合にも、事件を扱う捜査当局は、少年事件を刑事事件であっても「より形式ばらずに、慈悲深さをもって」扱うべきとされている<sup>(16)</sup>。

所轄の警察官は犯行現場、犯行があったと告知または思料されているとき、被疑者が管轄区域内に居住するか、同区域内で逮捕できる場合に捜査権限を行使できる。

少年ではなく、（加害・被疑）児童は、凶悪犯罪であるか、被害者が現認し逮捕を要求するか、刑事訴訟法の手続に基づき許可された逮捕令状が発令されているかでない限り、逮捕されない。逮捕後、事件送致担当か（児童・少年の）身柄拘束権限のある警察官は、（内務省）観察保護センター長、両親、保護監督者（ガーディアン）か同居人に通告しなければならない。

### 〔修復的司法の導入〕

（試行から正式実施へ） タイにおいて2000年修復的司法（Restorative Justice）の概念をニュージーランド政府の「家族集団会議」アプローチの

実務経験から理解しはじめ、2004年に少年犯罪者の処遇に導入された修復的司法的処遇は、地域社会の果たす重要な役割に注目し、家庭内暴力事案に対し「家庭地域集団会議」(Family and Community Group Conferencing: FCGC)として採用されている<sup>(17)</sup>。

この修復的な家庭地域集団会議を設置する法的根拠は、1991年少年家庭裁判所・手続法(Juvenile and Family Court and Procedure Act)に置いていた<sup>(18)</sup>。これによって、少年が警察に逮捕され、警察が24時間内に当時の「保護センター」(Protection Center)に少年の身柄を送致する場合に、同保護センター長は裁量で、検察官に不起訴処分を執るように勧告し、刑事手続・処分に代替する扱いを少年にとることができる<sup>(19)</sup>。

ただし、保護センター長は修復的司法に向けた手続を検察官に対し裁量行使するには3条件が充足されていることが求められる。その第1の条件は、少年の適格性であり、法定刑が5年以下、初犯、有罪の申立て(自供)、加害による被害の賠償意思、被害者の同意があること、第2に同保護センター長が起訴による出廷がなくても改善されうるとの所見をもつこと、さらに第3に少年が同保護センター長の管理下で追跡モニタリングに入ることに同意をしていることが前提となる<sup>(20)</sup>。

保護センター等における家庭地域集団会議の参加者は、カナダの円陣方式に類似したもので、被害者、加害少年、加害少年の両親・親族、心理学者、ソーシャルワーカー、地域代表(1人以上)、保護センター長、警察(捜査)官、検察官、会議進行統括役(ファシリテーター)で構成される。同会議は、事件の抱える諸問題を少年、両親に率直に議論させ家族間の良好な理解を生み出す場であり、発言権をもつ被害者も加わり被害者感情も共有されるとともに、他方で、犯行が地域社会に影響を与えた問題解決に向け少年および両親を支援して、結果的に修復実践を通じて「社会的な調和(ソーシャル・ハーモニー)」が回復することになった<sup>(21)</sup>。

#### 〔修復的司法の現状〕

今日、2010年少年家庭裁判所法の86条(7節)によって、①刑事訴追に代



替する検察官の特別措置（処分）として、また、従来の保護センターは、観察保護センター（Observation and Protection Center. OPC）、一般に「少年観察センター」であるが、②そのセンター長が、長期法定刑が5年以内である犯行を少年が申し立て、かつ悔悟していることを前提に、少年の諸事情<sup>(22)</sup>を考慮して、検察官に勧告するものである。

統計で近時の修復的司法の実務の状況を見るとつぎのとおりである。

	2003年6月～2005年6月	2010年	2012年
犯罪少年 逮捕者数（A）	66858	46345	30451
家庭地域集団会議（潜在可能数）	10220	19775	（実申請）961
同勧告承認・開催成功数（B）	7217	4976	722
（B/A）	（10.8%）	（10.7%）	（2.4%）
不成功しかし他の不起訴処分	5751	4751	188

出典：K. Ratanadilok, *supra* note 17, at 11-12を基に加工。

この統計からは、修復的司法が少年刑事司法制度の中で、どのように理論上位置づけられてきたのかは判断できない。運用上、この制度が、少年処遇のダイバージョン的機能を持ちえていることは指摘することができよう。タイ社会にあっては、地域共同であるコミュニティは、その構成員である人々とともに、依然として「生活および社会的機能のほぼ全局面で非常に重要な意味ある役割を果たしている」<sup>(23)</sup>とされることから、タイ式の修復的司法である「家庭地域集団会議」（FCGC）の展開は、今後社会構造の急速な変化により地域および家族の形態が変容を遂げるとしても、さらに新しい形態を模索するとしても、犯罪問題の解決のあり方として注目されてよい。

## （2）取調べ（尋問）

被疑（児童を含む）少年の取調べには、弁護士か法的代理人はつけられる。検察官（公訴官）、心理学者かソーシャルワーカーおよび両親が義務付

けられており、これは少年の保護のための本質的要素であるとされる。警察官は警察署に到着後24時間内に取調べを終了することが求められ、同少年事件につき観察保護センター長に事件を付託し、また検察官に尋問調書は送付される。再尋問は法律上認められている<sup>(24)</sup>。

### (3) 勾留、保釈

児童・少年の取調べ中の勾留先は、警察留置場、または観察保護センター(Observation and Protection Center. OPC)である。観察保護センター長は必要と思料すれば、少年を留置することができる。法律上、被逮捕者の権利保釈は事案に係属する留置当局者(長)に対し請求できる。

なお、観察保護センターは、日本での少年鑑別所に類似の施設ともいえ、以下の権限をもつ。①児童・少年に関する社会調査報告書(成育背景、家族関係、職業、教育、性格、犯行動機、その他社会的事項)の作成、②身体面、精神面の検査報告書作成、③一時保護所(Remand center)に勾留中の児童・少年事件の観察報告書の作成<sup>(25)</sup>。

社会調査報告書は、取調べ前の聴取で済む程度の、ごく軽微な事件を除き、作成が必要とされる。同調査の過程で、事件に関与する保護観察官は、警察に18日以内に調査報告書を提出することになる。同保護観察官は6日間で事件を終結させ同報告書を付した尋問ファイルを検察官に提出する。観察保護センター長は、非行原因に関する正規の勧告書を付して社会調査報告書を少年家庭裁判所に提出するものとする<sup>(26)</sup>。

### (4) 起訴(訴追)

検察官が、刑事および民事(訟務)の事件とも政府の代理をする。検察官は、手続法に従って、児童・少年の逮捕時から13日以内に少年家庭裁判所に事件を起訴するか、または不起訴とするかの裁量権限をもっている。ただし、当該児童・少年が逃亡し身柄拘束がない場合にはその間、訴追時効は停止する。被疑児童・少年に関する期限内の書面作成ができないときは、警察官および検察官は同裁判所に対して提出期日の延長の申立てを行うものとする。拘禁刑の下限が5年以上である重大事件の場合、同裁判所はより長期の提出

期限の延長を許可できる。

バンコクに中央少年家庭裁判所（Central Juvenile and Family Court）1か所、地方の県少年家庭裁判所（Provincial Juvenile and Family Court）に76か所設置されている<sup>(27)</sup>。

#### （5）少年司法 少年家庭裁判所

少年刑事事件の第一審裁判所でもある少年家庭裁判所は、職業裁判官および補助（素人）裁判官による4名構成であり、2名の職業裁判官および2名の補助（素人）裁判官であり、4名中少なくとも1名は女性で構成されなければならない。

少年家庭裁判所は、その名称が示すように、少年事件が同時にもつ性格の家庭問題でもある面を一体のものとして捉えようとする近時の国際動向および国内的思潮を背景にしている。したがって、事物管轄は、第一に児童（7歳～14歳、Children）および少年（15歳～18歳未満）の刑事事件であり、第二に20歳未満の民法、商法に基づく争訟・行為にかかわる民事事件であり、第三に家庭裁判所としての離婚、子ども（児童・少年）に関係する法的問題（親権、養育等）を扱っている<sup>(28)</sup>。

#### ①審判

すでに見たように、審理機関である司法院に属する少年家庭裁判所は、処遇（実施）機関である少年観察保護センター（司法省）の管轄権限は2区分されている。少年家庭裁判所は、刑事事件では、児童（children 10歳～14歳）および少年（youth 15歳～18歳）の刑事被告人を、また民事争訟では、民事商法典（Civil and Commercial Code）による未成年者（minor 20歳未満）の事案を扱う。

少年家庭裁判所の手続きは「児童・少年の利益のために」、非形式的で簡略化されるものとしている。前述の4名構成の、当該事件の裁判官は、被告人である児童・少年の被告人を召喚し、被告人を手助けする目的で、諸手続きにつき説明する。審理は、非公開の（in private）形式でもたれる。審理に立ち会う者は、被告人、両親、保護監督者（ガーディアン）、法的助言者

(弁護士)、証人、訴追者<sup>(29)</sup>、裁判所職員、その他裁判所が許可した者に限定される。

尋問（審理）手続過程で提出された写真、事実に関する諸報告書は公開されない。少年裁判所においては、法律上の助言者を除いては、代理人（Attorney）は任命されない。児童か少年が法的代理人を置かない場合、裁判所は適切と思料すれば同人に代わるものを任命するものとする。裁判所の審理とは、検察が主張として述べた有罪となる事実が確認され、またその有罪事実が事件処理にあたっての手段として用いられるという真実発見の手続であるとされる（「実体的真実主義」）。

少年家庭裁判所と刑事裁判所との間で事件移送が行われることがある。少年家庭裁判所は、少年被告人の体格、知能、健康、習慣を考慮したのちに、同人を事実審理および裁定のため、成人の刑事裁判所に移送する権限をもっている<sup>(30)</sup>。

少年家庭裁判所は、少年被告人が18歳以上の者と同一の地位にあるとする決定の裁量権限をもっている。これに対応して、刑事裁判所は、犯行時20歳未満であった、いかなる被告人をも、同人が少年として処遇されるべきとする裁量権限を行使して、少年家庭裁判所に移送することもできる<sup>(31)</sup>。

## ②裁定（決定、判決）

少年家庭裁判所の実体審理が終了すると、判決や命令の言渡しに先立ち、裁判所は観察保護センター長の処遇措置勧告を含んだ報告書、いわゆる社会調査報告書と処遇所見（意見）を聴取する。犯罪少年の処遇は、犯行の事実認定を前提としているが、多様な処遇決定であることに特徴がある。

この後、少年家庭裁判所は、少年被告人に対し、いわば①多様な保護福祉的処遇と②刑事処分（罰金刑および拘禁刑、訓練校収容）に2大別できる8種類の決定（または判決）を宣告（または言渡し）（以下、裁定という。）をする。前者の保護福祉的処遇は、施設への収容形態を伴うか否かによって、施設内処遇および社会内処遇に小区分できる。

少年家庭裁判所が採用する諸処遇措置はつぎの通りである。

## A 非収容的処分

## イ 措置（処分）

- ・ 両親／保護（監護）者への譴責的注意（Admonition cautioning）（刑法74条1号）
- ・ 少年への譴責的注意後の釈放（刑法74条1号）<sup>(32)</sup>
  - 人または施設のケア下に置くこと、または
  - 保護観察命令の付いた／付かない（終局）裁定猶予
- ・ 保護観察付釈放（裁定猶予）<sup>(33)</sup>
- ・ 罰金（刑）<sup>(34)</sup>
  - 完納できない場合に、一定範囲の代替拘留、社会奉仕活動となる。
- ・ 資格剥奪（資格取得年齢から少年の処遇選択肢とならない。）

## ロ 諸命令

- ・ 一定場所への立入り禁止
- ・ 夜間の帰宅先からの外出禁止
- ・ 特定人との交流禁止
- ・ 特定行為の禁止
- ・ 保護観察官へのレポート提出命令
- ・ 学業または就業の開始命令

## B 施設収容的処遇（処分および刑罰）

イ学校等（施設）収容とロ刑（罰）適用、その量定他とに、以下分けて見る。

## イ 学校等（施設）収容 少年施設送致

具体的には、3種類の少年施設（訓練学校、職業訓練学校別科、治療共同体センター）へ送致（前2者・処分命令、後者判決）とするものである。裁判所は児童を特定する期間（最長で18歳の成人前まで）、学校訓練および訓育するために設置された学校または場所に送致できる（74条5号）。

第1種の訓練学校は、刑罰制裁に代わる保護的・新生的の処分措置で、施設

は全国に男子12施設、女子10施設ある。学校プログラム（定期指導、職業訓練、教育道徳・宗教的訓育、レクリエーション活動）による順応スキル、生活スキルといった社会的スキルを向上、修得させることを目的とする。治療サービスはソーシャルワーカーと心理学者が少年の同僚・家族と良好な関係性を保てるサービスが提供されるものである<sup>(35)</sup>。

第2種の職業訓練学校は、作業関係スキルと積極的な勤労態度を修得させる8職業コース収容定員200人である。労働福祉省の商業基準試験委員会の実施する試験を受ける。このうち7コース（課程）は、年2回各13人、残り乗物組立作業の1コースは年1回18人の受入れとなる。

同職業訓練7コースは、1年コース（1216時間）で、コースの種類別は、①機械、②自動車整備、③印刷、④板金・溶接、⑤木材工芸、⑥電気配線、⑦エアコン（空調装置）修理の作業コースである。乗物組立作業コースは、6か月のコース（608時間）である<sup>(36)</sup>。

タイには、職業訓練学校入校のための（作業）分類制度をもっていないため、対象者を6基準<sup>(37)</sup>で選抜する方式をとって各コースへの振り分けを行なっている。対象少年の職業訓練への要望も考慮するが、コースへの登録は（司法省）観察保護センター内選考委員会の審査・推薦に基づき、校長が選考決定する。

対象少年は、全寮制で、処遇に沿って3段階（新入1月、中間10月か4月、出所1月）を経過する。個別処遇計画が立てられ、毎土曜日に日中、教育省非正規教育センター支部による一般教養教育が実施され、夜間は寮長の監督下で自学自習する<sup>(38)</sup>。

学校から卒（釈放）後は、フォローアップがあり、質問照会等で1月目、その後の1年目に行なわれる。

第3種であるアユタヤ（Ayudthaya）の治療共同体センター内にある薬物依存治療センターは、1994年開設で、治療共同体モデル技術を用いて、少年依存者に強制的な治療更生プログラムを施すものである。2001年には、パイロット事業として、薬物依存治療センターおよび薬物更生センターが設置さ

れたが、追跡研究の結果、治療・更生効果ないとして閉鎖となり、アユタヤ治療共同体センターのみとなった<sup>(39)</sup>。

同センターの目的は、①対象少年に自己の行動、態度を内省させ、また非生産的で反社会的な態度を変容させ、さらに同対象少年を積極的に建設的な態度に転換し責任ある人物に変えること、②可能性をもたせ、他人を信頼し、自己イメージを向上させるよう少年を高めること、③良き市民となるために自信を変容させる少年を更生援助し、薬物と無縁な社会に復帰させることにあるとする<sup>(40)</sup>。

このために義務的な治療・更生プログラムが少年家庭裁判所の「判決(sentence)」として実施される。具体的には、①健康な身体の回復、②薬物への心理的情緒的依存の根絶、③治療共同体モデル・技術の適用による治療更生とされる。このプログラムは、3段階（更生段階、治療段階、社会再参加）に分けて実施される<sup>(41)</sup>。

釈放退院前1か月から、ソーシャルワーカー、看護師、寮舎監が釈放前の責任体制を組み、外出による特別活動を行う。少年の世話をする家族対象の会合がもたれる。アフターケアを担うソーシャルワーカーが少年と家族を援助する。追跡評価は釈放退院後、1～3か月、自宅訪問、電話かけ、質問アンケート回答によって行われる<sup>(42)</sup>。

#### ロ 刑（罰）適用、その量定

児童家庭裁判所は、少年家事事件を管轄しているが、本稿で中心を占め扱う少年刑事事件は、刑法典を基にして量刑する場面、すなわち刑罰適用の場面がある。

以下では、刑罰の種類と少年事件への刑罰適用の量定原則を刑法典によって見ておく。

まず、刑罰の種類には、(1)主刑である死刑、(2)拘禁刑、(3)拘留(居住指定 confinement)、(4)罰金刑、(5)財産没収がある(刑法18条)。

18歳未満の少年には、死刑および終身拘禁刑に相当する刑の犯罪の場合、50年の拘禁刑に減軽される(刑法18条)<sup>(43)</sup>。

〔拘禁刑〕 拘禁刑は、14歳以下の少年には科せず、15歳以上であることが必要である<sup>(44)</sup>。また、10歳未満の児童（少年）は、刑罰法規に触れた行為（犯行）をなした場合には刑罰を科さずに、児童保護法（Child Protection Act 2003）により、関係（福祉）事務官へ送致する（73条）。

刑の（確定）宣告猶予および執行猶予があり、それらは、後述の拘留の言渡しの条件と同様に、初犯であるか、拘禁刑の前歴があっても過失犯や軽罪（petty crime）<sup>(45)</sup>であった場合、裁判所は被告人の量刑事情<sup>(46)</sup>を考慮し3年以内の拘禁刑であれば、5年以内で、自身の改善と行為の抑制を条件に、一以上の遵守事項<sup>(47)</sup>を付して刑罰決定の猶予、または刑罰賦科の猶予をするものである（刑法56条）。

未成年者のうち、15歳以上18歳未満の犯罪少年（被告人）には、裁判所は刑罰を科すことの当否の判断に至る目的で、「責任の観念（sense of responsibility）」および同人のその他あらゆる事情を考慮し、非収容的処分（譴責注意等、刑74条）にするか、刑（罰）を科すことが妥当であるとしても、法定刑を2分の1まで減輕するかを選択できる（刑法75条）<sup>(48)</sup>。

〔拘留〕 拘禁刑は3月を超えるものを言い、被告人が①過去に拘禁刑に服したことがない場合、または②拘禁刑に服したときの犯行が過失犯か軽罪であった場合には、裁判所は拘禁刑に代替する3月以下の拘留と言われる刑を言い渡す（刑法23条）。

裁判所が遵守事項（条件）を付して科す拘留は、その指定個所に特徴がある。拘留の指定個所は刑事施設、警察署、勾留被疑者を拘禁する警察指定個所以外の個所であり、同意があれば被告人（犯罪者）以外の他人の住居、さらには被告人住居でも良いとされる特殊な蟄居というべきものである。その際の遵守事項に違反があれば裁判所は拘禁刑に変更する（同24条）<sup>(49)</sup>。

裁判所が指定する個所での拘留の際には、その個所の維持費を対象者は受け取る。対象者は自弁で外部から食事を取ること、一日に少なくとも一時間外来者を受け入れること、信書を発受する権利がある（同25条1節）。対象者は、規則、法規、規律（以下「規則等」）に従って労働（作業）をしなけ



ればならない。対象者が、その他の作業を希望するなら、規則等に反しない限り、意向を示している作業の範疇から選択することが認められる（同25条2節）。

この拘留を自宅か、同意した他人宅で科されている対象者は、同個所での自身の知的職業または生業を営む権利をもつ。このために、裁判所は適切と思料すれば、対象者に何かをさせるか否かを遵守事項として決定することができる（同26条）<sup>(50)</sup>。

この拘禁は、自宅使用も認めているように（最）短期刑による過剰拘禁状態を緩和する機能をもった閉鎖的な拘禁を緩和した軟禁的な自由制限刑ということができよう。

#### ハ 処遇・社会復帰

保護観察は、施設収容に代替する積極的な処遇方法であり 刑務所の過剰拘禁（収容）を緩和することにも寄与することから重用される。少年の保護観察にあっても、成人の保護観察との分離が貫かれ、司法省所管の内部部局とはいえ、成人の所管が保護観察局（Department of Probation）であるのに対して、少年の場合は別個の観察保護センター（Observation and Protection Center）である<sup>(51)</sup>。

このように7歳未満の児童は、刑事（行為）責任を負わないのであり、他の福祉の処遇・関与が前面に出ることになる。

### Ⅲ 統計から見た少年事件概況

少年犯罪統計に触れる前に、成人を含めた刑事犯罪の全体の概要を見ておくことにする。

まず、成人の刑事事件の控訴審、最高裁での係属、処理事件数（2014年度）は、つぎのとおりである。

	前年度未済継続	新受理	決済	未済	決済率(%)
最高裁	5382	4294	7664	2011	79.21
高裁・控訴審	9055	34702	37937	5820	86.70

最高裁レベルでの刑事受理事件（8451件）のうち、トップ5の罪種は、①死亡・致死事件（1266件、14.98%）、②銃火器・爆発物・花火・模造火器法関係（1162件、13.75%）、③軽犯罪（1055件、12.48%）、④窃盗・強奪犯（507件、6.00%）、⑤麻薬法（242件、2.86%）、その他（4219件、49.92%）であった<sup>(52)</sup>。

最高裁に係属した少年家庭受理事件のうちの少年刑事事件は、前年度からの未済継続事件136件、新受理事件125件、決済件数181件、未済件数80件、決済率69.35%であった<sup>(53)</sup>。

同じく高裁・控訴審（首都1、地方県9区）レベルでの刑事受理事件（30627件）のうち、トップ5の罪種は、①銃火器・爆発物・花火・模造火器法関係（4332件、14.14%）、②死亡・致死事件（2990件、9.76%）、③窃盗・強奪犯（2961件、9.67%）、④軽犯罪（2804件、9.16%）、⑤道路交通法（1306件、4.26%）、その他（16234件、53.01%）であった<sup>(54)</sup>。

高裁・控訴審に係属した少年家庭受理事件のうち、少年刑事事件は、前年度からの未済継続件数78件、新受理件数496件、決済件数547件、未済件数27件、既済率95.30%であった<sup>(55)</sup>。

首都バンコク刑事裁判所、地方県レベル（9区）刑事裁判所、一部特別裁判所（中央知財・国際取引裁判所）に係属した第一審係属の全刑事関係事件数は、この統計数値に少年の刑事事件も含まれているが、つぎの通りである。

前年度未済継続	新受理	決済	未済	決済率(%)
4万8943	61万6981	62万0284	4万5640	93.15

刑事受理事件（63万8517件）のうち、トップ5の罪種は、①麻薬法（31万4503件、49.26%）、②道路交通法（15万5257件、24.32%）、③賭博法（7万7036件、12.06%）、④銃火器・爆発物・花火・模造火器法関係（4万3748件、6.85%）、⑤窃盗・強奪犯（507件、6.00%）、その他（1万9418件、3.04%）であった<sup>(56)</sup>。

この中から、少年事件だけを取り出すと、首都バンコクに所在する中央少年家庭裁判所および同支部、その他地方9県の少年家庭裁判所に係属の第一審係属少年事件数はつぎの通りである<sup>(57)</sup>。

	前年度未済継続	新受理	決済	未済	決済率(%)
中央少年家庭裁判所	453	1729	1673	509	76.67
同 支部	90	691	551	230	70.55
9県少年家庭裁判所	2374	2万6671	2万6998	2047	92.95
計	2917	2万9091	2万9222	2786	91.3

第一審の少年家庭裁判所レベルでの少年の刑事受理事件（4万3803件）のうち、トップ5の罪種は、①麻薬法（1万7922件、40.92%）、②道路交通法（4462件、10.19%）、③窃盗・強奪犯（3932件、8.98%）、④銃火器・爆発物・花火・模造火器法関係（3503件、8.00%）、⑤軽犯罪（1612件、3.68%）、その他（1万2372件、28.24%）であった。タイ少年犯罪は1996年以來、麻薬・薬物関係の犯罪が突出し、続いて車社会での犯罪、貧困に起因する盗犯、銃火器等の犯罪とタイ社会の縮図、歪みとしてとして把握することができよう。

さらに少年家庭裁判所における処分（決定）は、①検察側に沿う判断（2万3922件、81.86%）、②被告人側に沿う判断（215件、0.74%）、③折衷（4件、0.01%）、④訴えの撤回（90件、0.31%）、⑤事案廃棄（却下 4562件、15.61%）、その他（429件、1.47%）である<sup>(58)</sup>。

## おわりに まとめに代えて

1 タイ社会の少年非行・犯罪の多発の現状は、ある面での社会の急速なグローバル化していく急速な資本主義社会への移行過程で生じている現象ともいえる。このタイ社会の置かれた現状は、資本主義社会への近代化を経ての

急速な現代化という局面、すなわち「完全な農業国から半工業国家へ」<sup>(59)</sup>の過程にあり、将来的に後期資本主義ともいわれる段階への入り口に向かっていてもいえる。この社会の変化は、ウイクリスが指摘するように、同時に科学技術の進歩に伴う、産業化、都市化、さらには情報の濃密な流出を招来させている<sup>(60)</sup>。

これによって、30年余にわたり東南アジアの貿易・政治における指導的パートナーをめざしたタイ社会の産業構造の変化とともに、その就業人口の変化は、第一次から第三次産業への生産人口の構成比を変え、また都市への人口流入と国民の価値の変化、移行が生じてくることは、タイの固有の特色はありながらも、いずれの資本主義国家にも一面、共通に見られることであった。すなわち、タイ社会にあって固有さを伴い生じていることは、伝統的な文化価値から新しい価値の登場、競合する文化葛藤、家族構成の類型変化（3世代家族から核家族化へ）、タイ的な女系社会およびライフスタイルの変化、地域社会の統制の減少ということができよう<sup>(61)</sup>。

2 このタイ社会の急激な社会構造の変化および文化葛藤の変化は、デュルケームが援用し、マートンが発展させたアノミー（無規制・規範）状態を招いているともいえる。すなわち、アノミーとは、社会の文化的に規定された目標と、この目標を達成する制度的手段（手続）との調和的な関係を規制する制度規範が破綻した状態をいうとされた<sup>(62)</sup>。タイにおける少年犯罪に占める麻薬事犯の高位状況は、目標と手段が放棄された逃避主義のアノミー状態を彷彿とさせるものである。タイ社会が、幾度にもわたる軍事クーデターという非民主的な政権とその後退という不安定な政治社会の状況をつねに抱えながら、伝統的な文化・生活類型から、新たなものへの確立への移行・過渡期、未確立の時期にあるということが出来る。少年犯罪の根底には、タイ社会のこの閉塞状況があることも見ておく必要がある。

3 2004年以降の警察段階での少年観察保護センター長による検察官への不起訴処分による修復的司法である家庭地域集団会議は被害者との和解を取り入れた処遇制度として近時注目されるものがあつた。これは、犯罪という加

害者・被害者間の問題を、犯罪少年の置かれた社会的位置関係・状態を破壊から調和のある元の状況にしようとする試みであった。

1996年以來の薬物犯罪の急速な増加は、警察段階の逮捕勾留から、少年家庭裁判所の審理前の90日間の期間、また審理後における処遇選択段階での（刑罰、処分を含めた）施設内処遇の過剰拘禁・収容状態を招来させている。刑事施設における刑の長期化も過剰拘禁状態を助長している。

この少年訓練学校等の少年処遇施設の過剰収容状態の緩和は、警察・刑事手続段階からの新たな非拘束的・収容的扱いによって、応急的な政策とはいえ、模索され議論されている。たとえば、それらは、警察段階での警告、裁判所への出頭命令、民間活用捜査、起訴猶予・保釈の裁判前措置である。また施設内処遇は、最後の拠り所とし、しかも短期間の収容とするものである。そのうえ、裁判における非収容的な処遇選択肢そして、ダイバージョン、損害賠償命令、社会奉仕、一時釈放、早期釈放を活用すること、また半収容的な処遇の活用をすること、すなわちハーフウェイ・ハウス、教育ホーム、日中のみの訓練センターの活用をすることなどである。全体として、少年家庭裁判所の過重な業務負担を緩和し、少年施設の過剰収容とその経済的な維持コストを軽減することが課題となっている<sup>(63)</sup>。

少年事件については、「子どもの権利条約」成立以降の立法で、「少年（子ども）の利益」が考慮されるようになったが、国際準則である成長発達権の保障の明文化とそれを可能にし支える（義務）教育制度、教育権の保障等（本稿注28参照）の社会経済基盤の確立が依然として課題となっているといえよう。

#### 註

- (1) 佐藤和夫・小島賢一・奥村晋・小林京子「タイ王国・大韓民国・日本の非行少年の家族比較－家族調査の結果から－」中央研究所紀要3号（1993年）89－97頁、大塚石夫「タイ王国における家族と少年非行」中央研究所紀要（矯正協会附属中央研究所編）2号（1992年）119－125頁、安富 潔「タイにおける少年法制」ケース研究217号（1983年）2－19頁）、菊田幸一・辻本義男（監訳）

「少年裁判所設置法(タイ)」同『アジアの少年法Ⅰ』(成文堂、1982年) 1-36頁、菊田幸一「アジアの少年非行(一) ホンコン・タイ・マレーシア」法律論叢53巻5・6号(1981年) 79-146頁、菊田幸一(訳)「A.A.G.ピーターズ 東南アジアにおける少年非行の比較研究(1)~(3)」法律論叢51巻2・3号(1979年) 137-186頁、51巻4・5・6号(1979年) 155-190頁、52巻1号(1979年) 67-116頁。

(2) 国土面積は513,120km<sup>2</sup>で、日本の1.35倍(日本377,972km<sup>2</sup>)である。タイは大多数がタイ族で、その他に華僑族、マレー族、山岳少数民族等で人口構成される。仏教(上座部仏教)徒が95%、イスラム教徒が4%、その他(キリスト教、ヒンドゥー教、シーク教、道教等)が1%を占める。在京タイ王国大使館 HP [http://www.thaiembassy.jp/rtel/index.php?option=com\\_content&view=section&id=9&Itemid=183](http://www.thaiembassy.jp/rtel/index.php?option=com_content&view=section&id=9&Itemid=183)

(3) タイの近代的官僚制の確立は、1893年に実施された行政改機構の改革によるとされる。権藤与志夫、小野沢 正喜「タイの子ども 3伝統的な育児としつけ(第一法規、1985年) 163頁。

(4) 1970年になって、内務省警察局の監督下となる矯正院(Reformatory School)がスリチュン島に(Sri-chung Island)設置された。同矯正院は、10~16歳の少年犯罪者を収容対象とするものであり、少年の行動改善と更生を処遇目的とした、同矯正院は内務省矯正局(Correction Department)の監督下に移管された。Department of Juvenile Observation and Protection, Ministry of Justice of Thailand, at 1. [www2.djop.moj.go.th/English](http://www2.djop.moj.go.th/English) (accessed 27 Aug. 2016). 19世紀末の近代前のタイの少年法史の素描につき、安富 潔、前掲論文(注1)、2頁。

(5) Department of Juvenile Observation and Protection, 'About us: Ministry of Justice of Thailand', [www2.djop.moi.go.th/English](http://www2.djop.moi.go.th/English) pp2.

(6) 保護監督者(ガーディアン)は、広義には、両親(実父母)、ケアを行う者、養親、民商法典上のガーディアン(継父母、児童の安全保護監督者)、雇用主、その他児童にケアないし避難場所(シェルター)を提供する者までを意味する。後の立法上の規定(未成年者保護法4条定義)参照。Child Protection Act 2003,s.4.

(7) Cilsien-ASEAN Info Clips. [Cilsien.info/archives/15511](http://Cilsien.info/archives/15511) (accessed 31 Aug. 2016). この2016年(新)憲法最終草案は2016年3月29日に公表されていた。この草案によれば、首相は公選の下院議員でなくても就任でき、軍が影響力を行使できるものとなっている。憲法施行後も5年間は暫定期間とされ、諸措置が執られる。その一つに、上院(250人)は任命制とし、軍政が指名する委員会(9~12人構成)が、244人を選び、残り6議席は国軍最高司令官、陸海空

軍の各司令官、防衛次官、警察長官に配分される治安当局制服組が占めるものである。2017年7月に次回総選挙後、民選政府が発足するとされるが、上院との関係で帰趨が注視されている。小谷洋司「タイ上院、軍が実質支配 憲法起草委が最終草案」（2016年3月29日）アジアニュース。Nikkei.com/article / DGXLASGM29H81\_Z20C16A3FF2000(accessed 31 Aug.2016).

「新憲法草案は、総選挙で選ばれた議員の権限を、国民の審判を受けない機関である憲法裁判所や上院などが制限できるとしている。実権を握り続けたい軍部の意向を色濃く反映した内容だ。タイでは国王を頂点に軍をはじめ、官僚や都市知識人らの少数支配層が既得権益を握ってきた。」とされるように、議会制民主主義、経済民主主義（富の公正は分配・再分配）は依然として課題である。スラム社会、極貧家族、薬物依存の社会現象の背景・要因が、依然として解消されそうにないのが現状である。大野良祐「論じられなかった新憲法」朝日新聞、2016年9月10日（10版）風（イサーン（タイ東北部）から）。

(8) 憲法上仏教徒に限定された元首（憲9条）である国王は、プーミポン・アドゥンヤデート（Bhumibol Adulyadej）国王（ラーマ9世）であり、1946年6月に即位している。

(9) かつては司法省（Ministry of Justice）の下にある最高裁判所という制度に特徴がある。現行憲法は、2007年8月24日に施行された（B.E.2550=A.D.2007）。それまでは、行政機関である司法省が、全裁判所の主たる役務である予算、人事、施設設備に関する業務およびそれらの効果的運用を可能とする行政面を担うとして、裁判実務を除き行政（司法省）の管轄下に置かれていた。なお、タイで一般に使用されているタイ年B.E.は、仏教年（Buddhist Era）の略であり、西暦年A.D.（Anno Domini.）より543年多い。B.E.2559=A.D.2016となる。以下、できる限り、タイ年と西暦年を併記する。

(10) 特別裁判所は専門領域の裁判所であり少年家庭裁判所（Juvenile and family Court）以外に、租税裁判所（Tax Court）、中央知的財産・国際取引裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）、中央・地方各労働裁判所（Central and Regions Labour Court）、中央破産裁判所（Central Bankrupt Court）があり、他に9カ所に設置された地方労働裁判所以外は、すべて首都のバンコクに置かれている。ただし、司法機関の司法院は、特別裁判所について、専門化した裁判所からは少年家庭裁判所を除外して、残り4種類の裁判所を挙げている。Office of the Judiciary, THE COURTS OF JUSTICE OF THAILAND, pp.89, at 32. バンコク（Bangkok）は人口約828万人でタイ人口の約13%を占める最大都市である。Thailand Lawyers, Special court in Thailand. [http://www.thailandcourt.com/special\\_courts\\_in\\_thailand](http://www.thailandcourt.com/special_courts_in_thailand) (accessed 1 Sep.2016). 今泉慎也「タイの裁判制度改革の現状と課題」小林昌之・今泉慎也

編『アジア諸国の司法改革』（アジア経済研究所、2002年）109頁。

- (11) 民事の少年とは、少年（未成年者、20歳未満）に関する民商法に係る訴訟である。
- (12) Act for the Establishment Procedure for Juvenile and Family Court (B.E.2534= AD1991). 統合前の2法は、Establishment of Juvenile Court(B.E.2494) および Juvenile Procedure Act(B.E.2494) であった。同2法は、邦訳がある。菊田幸一・辻本義男（監訳）、前掲論文（注1）、1-36頁。
- (13) 地方裁判所総数216か所から県少年家庭裁判所76か所を除く140か所に県・支部がある。バンコク首都区域に限定しても、特別裁判所を除き、第一審の民事裁判所、周辺区域のバンコク南民事裁判所およびソンブリ（Thonburi）民事裁判所、刑事裁判所、バンコク南刑事裁判所およびソンブリ（Thonburi）刑事裁判所、中央少年家庭裁判所、同中央少年家庭裁判所支部が各一か所所在する。Office of the Judiciary, ANNUAL JUDICIAL STATISTICS, THAILAND B.E.2557=A.D.2014, pp.113, at17.
- (14) Korakod Narkvichetr, 'Juvenile Crime and Treatment of Serious and Violent Juvenile Delinquency in Thailand', *UNAFEI RS .No.78*, 2008, at 128-138. [http://www.unafei.or.jp/english/RS\\_No78/No78\\_16\\_PA\\_Narkvichetr.pdf](http://www.unafei.or.jp/english/RS_No78/No78_16_PA_Narkvichetr.pdf)  
1935年初等教育法により少年非行者を職業学校に送致し、1936年特定階層児童の指導訓練法によって、審判後、拘禁刑を科すよりも治療のため矯正学校に送致していた。ただ、裁判所での審理前には、特別な規定がなく成人の手續に沿って、成人犯罪者同様の裁判手続きによって拘禁されていた。1951年の少年裁判所・少年裁判所観察保護センター法家庭裁判所法、のちに1991年少年家庭裁判所法に改正されたが、同法によって、1952年には中央家庭裁判所および観察保護センターが設置された。それらの法には、児童およびその両親の尊重という「児童（子ども）の最善の利益」の原理を含んでいたとされる。違法行為を犯した児童は、同人は腐敗した環境下で不十分で被害を受けてきたこと、同児童の行為は悪意の発露ではないことを考慮し、犯罪者として考えられてはならないとされた。児童は、成人のケアと観察のもとで、悔悟し、進んで矯正と更生に共感を示しうるとされた。*Ibid.*, at 131.このタイの思潮は、国連「児童（子ども）の権利条約」（1989年）を日本（1994年4月）より早く批准している（1992年3月）ことにも連動している。*Ibid.*
- (15) *Ibid.*, at 132.
- (16) Duangporn Ukris, 'Juvenile Justice System in Thailand', *UNAFEI RS(Resource Material Series) No.59*, 2002, at 235. [http://www.unafei.or.jp/english/pdf/RS\\_No59\\_22PA\\_Ukris.pdf](http://www.unafei.or.jp/english/pdf/RS_No59_22PA_Ukris.pdf)
- (17) Kattiya Ratanadilok, 'Restorative Justice: Practices in Thailand,



Department of Juvenile Observation and Protection', 2013. Ministry of Justice, Thailand, at 1-2. [http://www.unafei.or.jp/english/pdf/RS\\_No93/No93\\_PA\\_Boonsit.pdf](http://www.srsg.violenceagainstchildren.org/sites/default/files/タイにおける「修復的司法」制度は、司法省下で採用され、少年事案は少年観察保護局が、また成人事案は保護観察局（Department of Probation）の所管である。タイにおける修復的司法制度の採用の歴史的経緯についても、以下のプレゼンシトの論稿が詳しい。Angkana Boonsit, 'Restorative Justice for Adults and Juveniles in Thailand', <i>UNAFEI RS No93</i>, 2013, at 131. <a href=)

(18) 同法50条によれば、警察は少年が逮捕時、24時間内に保護センターに送致することが義務づけられており、また同63条によって同保護センター長は所轄の検察官に対し少年を不起訴処分（non-prosecutorial order）とするように勧告する権限をもつとする。K. Ratanadilok, *Ibid.*, at 3.

(19) *Ibid.*

(20) *Ibid.*

(21) *Ibid.*, at 6,8.

(22) 諸事情とは、犯罪少年の年齢、前歴、行動、知能、教育歴、身体・精神状態、職業、財務状態、犯行原因等であり、これらから少年が起訴を条件に少なくとも改善されうるかをみるもので、諸事情の用語法に違いはある。その他、必要な考慮事項として、犯罪リスク検査分類（Classification Tools for Risks and Needs）でリスクが低いこと、犯行の悔悟後30日以内に作成し、検察官に提出される更生計画（同87条）には被害者と少年の同意のあること、同更生計画の履行状況は裁判所に報告されることがある。*Ibid.*, at 9.

(23) A. Boonsit, *supra* note 17, at 131.

(24) K.Narkvichetr, *supra* note 14, at 132., D.Ukris, *supra* note 16, at 236.

(25) (26) Ukris, *Ibid.*, at 236

(27) K.Narkvichetr, *supra* note 14, at 132., D.Ukris, *Ibid.* 法的根拠として、Act for the Establishment Procedure for Juvenile and Family Court B.E.2543=A. D.1991.1959 (B.E.2494) 年の少年裁判所設置法および少年手続法の統合法でもある（前述）。

(28) 国連アジ研、タイにおける更生保護制度の概要、2014年、全12頁。[unafei.or.jp/pdf/ap2014/Overview\\_of\\_CommunityCorrection\\_Thailand\\_J/pdf/](http://unafei.or.jp/pdf/ap2014/Overview_of_CommunityCorrection_Thailand_J.pdf) 少年家族の家事事業も扱う。タイにおける児童の置かれた社会経済状態は伝統的家族の崩壊現象の中で厳しいものがあり、これらが少年家庭裁判所の手続に付されることにもなる。約90万人の児童（少年少女）が義務教育登録されず、また就学年遅れとなっていること、エイズ感染（HIV/AIDS）とその家庭内移入による社会問題である薬物使用、暴力・自殺、ホームレス、性的・経済的搾

取、不正取引を齎しており、100万人以上の児童が孤児、障害児、路上生活児、児童労働者となり特別な保護が必要と見積もられていた。この状況から、児童保護の観点から国連の経済社会理事会は、児童保護のプログラム（計画）として「児童の司法・立法的保護プロジェクトは、ダイバージョン・修復的司法の両モデルが開発・展開されることを確実にする点に焦点を置くものとなり、さらに（児童の）保護を確実なものとする立法面での改正を促進するものとなる」とする。少年の置かれた惨状は、少年犯罪（非行）への非刑罰的な政策・立法を要請している。UN Economic and Social Council, Draft country programme document Thailand ,E/ICEF/2006/P/L.12., at 2,8.

(29) 公的訴追者は、通常検察官を表しているが、「訴追者」(Prosecutor)は刑事被告人に対して刑事訴追を担う公務員をいうことから、検察官以外に同様の権限の賦与された公務員をいう。Criminal Procedure Code B.E.2477 = A.D.1934, No.29 (Updated Feb.2008), s.2(5) and(14).

(30) その他、刑事裁判所への少年事件送致は、タイ国内における76地域がありながら少年家庭裁判所はバンコクの中央1、地方県の31か所であることから、その支所 (section) さえも存在しない地域で生じている。この場合、例外的な深刻な暴力事件にみられる少年家庭裁判所から刑事裁判所への移送が一般的であり、その結果、刑罰を科される成人刑務所収容となる。ただし、この移送ケースでは、少年保護委員会 (Juvenile Protection Committee) への付託とその決定を聴取することが義務付けられている。*Supra* note 14, at 133. 関連のNational Child Protection Committee の設置につきChild Protection Act 2003,s.14(7)。このChildは18歳未満の少年を指している。

(31) K. Narkvichetr, *supra* note 14, at 132.

(32) 10歳以上でない児童は法により犯罪とされたことを行なったことで処罰されてはならない (刑法73条)。10歳以上であるが15歳以上でない児童は、刑罰を科されてはならないが、裁判所は以下の権限をもつ (2008年改正)。(1)適当と史料すれば、両親または保護 (監護) 者を召喚し、児童を譴責後釈放すること。(同条1号)

(33) 保護観察は、保護観察官による順守事項 (条件) に基づく指定期間内の監督を受けることを命ずるものである。その遵守事項は、①少年に自己を墮落させる場所、土地への立ち入り禁止、②緊急時を除き夜間の住居からの離間禁止、③裁判所が好ましくないとみなした人物との交流禁止、④墮落行為の禁止、⑤観察保護センター長の指定する裁判所、保護観察官、ソーシャルワーカーへの出頭、⑥教育再開、実のある職業継続、を命令するものである。D. Ukris, *supra* note 16, at 237.

(34) 罰金刑は裁判所の指定する金額を有罪者に支払わすものである (刑法28

条)。罰金を完納できない、またはしない場合、同人の相当財産の差押没収か、代替の拘留に処せられる。罰金刑代替の拘留は、200バーツ（タイ通貨。1バーツ=2.98円、2016年9月通貨レート）を一日分として換算し、期間は1年以上2年以内である。8万バーツ以内で、罰金未・不完納の場合、弱者等への社会奉仕・社会貢献サービスが、一日200バーツで代替換算され、裁判所が判決の変更をする（同30条）。なお、拘禁刑と罰金刑の併科となるときは、拘禁刑のみが科される（同20条）

(35) D. Ukris, *supra* note 16, at 238-9.

(36) *Ibid.*, at 241.

(37) ①男子のみ、②原則14歳から18歳未満、例外的に24歳までの年齢、③身体・精神面で重度障害のないこと、④訓練期間として自動車組立作業が6月以上・その他の作業は1年確保可能なこと、⑤読み書き可能なこと、⑥職業訓練への関心と適度のスキルのあること。 *Ibid.*, at 240-1., K. Narkvichetr, *supra* note 14, at 134.

(38) D. Ukris, *supra* note 16, at 243-4.

(39) *Ibid.*, at 240., Narkvichetr, *supra* note 14, at 134.

(40) D. Ukris, *supra* note 16, at 246.

(41) 最初の更生段階で、薬物への心理的情緒の依存性を探し出し身体を健康を回復させる。その際、少年の必要性や問題に基づいて家族療法が用いられ、更生過程に両親・家族が参加する。第2の治療段階では、少年が行動変容するのを助長するもので、人格を向上させ、責任観念と自尊心を確立させる。最後の社会への再参加段階は、薬物から解かれ自由となって社会に復帰、調整するための更生援助段階である。 *Ibid.*

(42) *Ibid.*, at 247.

(43) なお、死刑は致死注射の方法により執行される。施行施設は、バンコクのバンカン刑事施設（Ban Kwang Prison）である。終身拘禁刑は、絶対的終身刑であり仮釈放の余地はない。Ulrich Schmitt, Types of Criminal Punishments in Thailand.

[www.sian-legal.com/thailand-law/types-of-criminal-punishments-in-Thailand](http://www.sian-legal.com/thailand-law/types-of-criminal-punishments-in-Thailand)

(44) 刑法75条（2008年改正）「15歳以上であるが、18歳以上ではない何人も、法で犯行となる行為をなしたときは常に、裁判所は同人に刑罰を科す判決を下すことが適切か否かについて決定するためには、責任の観念および同人に関するその他の全事項を考慮しなければならない。（刑事）裁判所は、刑罰を科す判決を下すことが適切であると思料しないとき、74条に従って手続を進めるものとするか、または、裁判所が刑罰を科す判決を下すことが適切であると思料するとき、かかる犯行に提示された刑罰の程度（scale）を2分の1まで減ずるもの

とする。2008年刑法改正（21号）で改正。

(45) 軽犯罪 (petty offences) は、公務員への偽名・偽住所の告知、告知拒否 (刑367条)、公衆への加害騒音・妨害 (刑370条)、公共の場所・路上での飲酒・暴徒的振舞い (378条)、15歳未満の児童・病老者に対する手段の別のない嫌がらせ (刑398条) 等の、公衆への迷惑行為で、刑は5000バーツ以下の罰金のみか、1月未満の拘禁刑との併科の刑となるものである。

(46) 被告人の考慮すべき量刑事情は、性別、年齢、前歴、宗教、行動、知能、教育、健康、精神状態、気質、境遇、犯行態様、その他酌量すべき事情である (同56条)。

(47) 犯罪者の行動抑制のために付される遵守事項は、①裁判所の特定する事務官による尋問、援助、助言、譴責を受け、社会サービス若しくは公共の利益活動配置に応え、時期に応じ行動報告をすること、②実のある職業を為し続けること、③同様の再犯に繋がりを社会集団や行動を避けること、④裁判所の指定する場所、時間に、薬物、欠陥のある身体・精神、その他の疾病を生み出す習慣を鎮静、しケアを受けること。⑤犯行を犯さず、また再犯の機会をもたないように、自身を矯正し、回復し保護するために裁判所が考慮し決定したその他の遵守事項。

(48) 2008年 (B.E.2551) 前掲、刑法改正法7条 (第21号) による。なお、18歳以上20歳未満の若年成人の犯罪者にあっても、裁判所は法定刑の3分の1または2分の1まで減軽できる (刑法76条)。

(49) 他人が対象者 (被告人) を受け入れる場合、同人は対象者の観察者として準公務員としての扱いを受ける。同 (24) 条。2002年の刑法改正法による改正。

(50) 拘禁中、検察官または家屋の占有者から対象者の規則等違反、遵守事項の不完全履行、拘禁刑を科す裁定があった場合、裁判所は適当と思料する期間、拘禁刑に変更できる (刑法27条)。

(51) Kanokpun Kalyanasuta and Atchara Suriyawong, 'The Criminal Justice System and Community-Based Treatment of Offenders in Thailand', *UNAFERI RS.No.61*, 2002, at 283.

(52) Office of the Judiciary, *ANNUAL JUDICIAL STATISTICS, THAILAND B.E.2557=A.D.2014*, pp.113, at 51.

(53) *Ibid.*, at 49.

(54) *Ibid.*, at 68.

(55) *Ibid.*, at 62-66.

(56) *Ibid.*, at 84.

(57) *Ibid.*, at 81.

(58) *Ibid.*

- (59) D.Ukris, *supra* note 16, at 234.
- (60) K. Narkvichet, *supra* note 14, at 128.
- (61) *Ibid.*, D.Ukris, *supra* note 16, at 234. 大塚石夫、前掲論文（注1）、120頁。大塚は1990年時点で、タイ社会を社会的な結合の弱い「ルースな社会」とし、その社会は「規則や組織に合わせた順応的行動はとかく不得手となり、各個人が自由に振る舞うまとまりのない社会」と認知されるとしていた。タイは、東南アジア諸国連合（ASEAN、アセアン）経済共同体（AEC）発足（1915年末）後、域内での人、物品および金融分野での流動化が進行している。国内の少子高齢化社会の進行の中で、周辺国からの300～400万人の労働者が流入しているが、これらの地域化、グローバリゼーションが齎す産業構造および雇用・人の社会関係には著しい影響を与えるようになってくる。社会構造の劇的な変化の中で、そのひずみとしての性質をもつ少年犯罪にも新しい変化を生じさせるであろう。経済共同体のもつタイへの影響につき、大野良祐・都留悦史「ASEAN揺らぐ連携」朝日新聞、2015年5月10日（10版）。
- (62) 5類型の適応形式を、これらの目的と手段と組み合わせで、承認（+）および拒否（-）で示し、同調（+、+）、改変（+、-）、儀礼主義（-、+）、逃避主義（-、-）、反抗（±、±）として示したものである。拙稿「犯罪原因に関する諸学説 二〇世紀アメリカ犯罪学の理論を中心に」森本・瀬川・上田・三宅『刑事政策講義』[第3版]（有斐閣、2003年）所収、11頁参照。R. マートン（森東吾、他訳）「社会構造とアノミー、同（続）」社会理論と社会構造（みすず書房、1961年）所収、121-148、148-178頁参照。
- (63) Kanokpun Kalyanasuta *et al*, *supra* note 51, at 283-284.

## 〔追記〕

- ユニセフ・タイは、少年司法の主要な問題を6点指摘している。それらは、
- ①刑事責任の最低年齢を現在の10歳以上から国際的な12歳以上に引き上げ、除外された犯罪少年（児童）は一時保護所収容を（児童家庭裁判所により）言い渡されること、
  - ②児童の拘禁に代替するものが限られていること、
  - ③少年観察保護センターおよび少年訓練センターの過密状態と軽罪（万引き）・重罪（謀殺者）の混合収容状態、
  - ④効果的処遇に見合う少年訓練センター施設、サービス、活動の充実の欠如、
  - ⑤施設からの退所後の少年および家族への系統的なフォローアップと支援の欠如、
  - ⑥（社会内での更生機会を限らせる）犯罪少年に対する差別。
- UNISEF Thailand, 'Children in Conflict with the Law'.

[http://unicef.org/Thailand/protection\\_14932.html](http://unicef.org/Thailand/protection_14932.html)(accessed 1 Sep.2016)

\* 本稿作成に当たり、入井信一氏、島根大大学院修了生であるタイ出身のジェーン・チュースン (Janejirat Chuthong) 博士には、タイ入国後 (2015年)、タマサート大学図書館・法学部における文献検索および入手にあたり、ご協力をいただいた。ここに、記して謝す。